

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

流山市長 井崎 義治

緊急事態宣言解除に係る保育施設の対応について

本市では令和2年5月末までを期間として、緊急事態宣言に伴う保育施設の登園自粛を、すべての子どもを対象に強く要請しているところです。多くの皆様のご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

今後の緊急事態宣言の解除の時期は明確になっていないところですが、本市の対応については、下記のとおりといたします。

記

1 保育所等の登園自粛要請について

(1) 5月31日(日)まで

すべての子どもを対象とした強い自粛要請を、継続いたします。

(2) 6月1日(月)から6月30日(火)まで

可能な範囲での登園自粛への協力を要請いたします。

* 6月1日(月)からの保育について*

急な生活環境の変化による園児のストレス軽減のため、日数や時間を徐々に増やすなどの段階的な登園をお願いします。

保育所等ではコロナウイルス感染防止対策として、手洗いの徹底や、保育室の使い方、遊び方を工夫し、園内やおもちゃの消毒を実施します。また、園児の体調の変化を丁寧に観察します。保育所等では園児の安全を守る最大限の努力をしますが、保育所等は、抵抗力の弱い低年齢のお子さまの集団生活の場であるため、完全にリスクを回避することはできません。

登園前には、家庭での健康観察を確実に行い、園児又は家族がコロナウイルス感染症を疑われる体調不良等の場合は登園をお控えください。

感染予防には、手洗い等の徹底と十分な休息が必要です。家庭での保育が可能な場合や、お仕事が早く終わった時の早めのお迎えなど、皆様のご協力をお願いします。

ご家族の皆様の体調管理にも十分ご留意ください。園児または家族がPCR検査等を受けられた際は、保育所等にご連絡をお願いします。

2 保育料について

6月30日までの間、登園自粛にご協力いただいた方については、保育料は日割り計算となります。

3 3歳以上児の食材料費の徴収及び給食の提供について

自粛要請期間中、登園自粛に協力をいただいた方の食材料費について、日割り計算により、減額ができることとしています。ただし、食材については、通常1か月前に発注し、準備するため、各保育所等によって対応が異なります。詳細は改めて公立については市から、私立については各保育所等からご案内させていただきます。

なお、0～2歳児については、通常の保育料に食材料費が含まれておりますので、登園自粛に協力いただいた場合、食材料費を含め、日割り計算を行います。

給食については、原則提供をする予定ですが、調理員の配置・食材の発注困難等、特別な事情がある場合については、レトルト等の簡易的な食事による提供や弁当の持参をお願いすることがあります。

4 認定期間の延長について

登園自粛要請期間の延長に伴い、家庭保育にご協力くださる方については、下記のとおり認定期間の延長を認めます。

(1) 育児休業期間の延長

登園自粛要請期間終了後、翌々月1日までに復職

例) 6月末まで登園自粛要請：8月1日までに復職

(2) 求職活動期間の延長

登園自粛要請期間終了後、翌々月末までに就労

例) 6月末まで登園自粛要請：8月末までに就労

5 一時預かり事業の実施について

一時預かり事業については、家庭での保育が困難な方に限りの利用としていただきますようお願いします。

6 送迎保育ステーション事業について

6月1日から当事業を再開いたします。

送迎についてご調整が可能な方におかれましては、なるべく送迎保育ステーションの利用を控えていただきますよう何卒ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市子ども家庭部保育課

電話：04-7150-6124(直通)